

## 犯罪被害者等基本計画骨子案（１） ～基本方針・重点課題・計画期間について～

### 1 基本方針

#### [ 4 つの基本方針 ]

犯罪被害者等のための施策の総合的・長期的な展開を図るに当たっては、すべての施策が基本とすべき方向性・視点を明確にする必要があり、それらを「基本方針」として設定する。

犯罪被害者等のための施策は、基本法に定められた基本理念に基づいて展開されるべきである（基本法第 3 条から第 5 条まで）ことにかんがみ、基本法第 3 条第 1 項から第 3 項までに掲げられた基本理念を基本方針として設定するとともに、国民の責務を規定した第 6 条に関する事項について、4 本目の基本方針として設定することがふさわしい。

犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい  
処遇を保障すること（尊厳にふさわしい処遇を保障すること）

#### （上記「 」に対する大久保構成員意見）

「尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を保障すること」に修正すべきである。

#### （上記「 」に対する岡村構成員意見）

「ふさわしい処遇を権利として保障すること」に修正すべきである。

#### （上記「 」に対する久保構成員意見）

「犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、~~そ~~個人の尊厳にふさわしい処遇を保障すること（~~尊厳にふさわしい処遇をの保障すること~~）」に修正すべきである。

#### （上記意見に対する内閣府意見）

基本法第 3 条第 1 項に「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されていることにかんがみ、大久保構成員意見、岡村構成員意見及び久保構成員意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

なお、括弧内の文章については、基本方針がすべての施策の方向性・視点を明確にするものであることを踏まえ、「～すること」と

いう表現で統一したい。

犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）

犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること（個々の事情に応じて適切に行われること）

（上記「 」に対する岡村構成員意見）

「その他の事情に応じて、犯罪被害者等の視点に立った施策を適切に講ずること」に修正するとともに、同様に括弧内についても、「個々の事情に応じて、犯罪被害者等の視点に立って適切に行われること」に修正すべきである。

（上記意見に対する内閣府意見）

犯罪被害者等の視点に立った施策を講ずることは、基本方針のみならず、全体に関わる大前提であることを踏まえ、基本方針については原案どおりとし、御提示に係る内容については、今後、犯罪被害者等基本計画の案を作成していく中で適切な場所に盛り込む方向で改めて議論していきたい。

（上記「 」に対する久保構成員意見）

「犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること（個々の事情に応じて~~た適切にな施策行われること~~）」に修正すべきである。

（上記意見に対する内閣府意見）

御提示に係る内容については、基本方針に関する構成員意見に対する内閣府意見のなお書きの趣旨により、括弧内の文章については、基本方針がすべての施策の方向性・視点を明確にするものであることを踏まえ、「～すること」という表現で統一いたしたく、原案どおりとしたい。

犯罪被害者等のための施策を、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ずること（途切れることなく行われること）

**（上記「 」に対する久保構成員意見）**

「~~犯罪被害者等のための施策を、~~犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、**施策を講ずること（途切れることのない支援なく行われること）**」に修正すべきである。

**（上記意見に対する内閣府意見）**

御提示に係る内容については、基本方針 は、基本法第3条第3項に基づき、基本方針 と表現を合わせており、括弧内の文章については、基本方針がすべての施策の方向性・視点を明確にするものであることを踏まえ、「～すること」という表現で統一いたしたく、原案どおりとしたい。

国、地方公共団体はもとより、国民全体が犯罪被害者等に対し、理解し、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと（国民の総意を形成しながら展開されること）

**（上記「 」に対する久保構成員意見）**

「国、地方公共団体はもとより、国民**一人ひとり全体**が犯罪被害者等に対し、~~理解を深め~~、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと（国民の総意を形成を**図りつつも**ながら展開されること）」に修正すべきである。

**（上記意見に対する内閣府意見）**

基本方針 は、基本法第6条に基づいており、その趣旨は、犯罪被害者等のための施策は「国民の総意を形成しながら展開される」べきであるところ、久保構成員意見を踏まえ、以下のとおり修正することとし、括弧内については、原案どおりとしたい。

**国、地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと**

なお、事務局としては、犯罪被害者等基本計画骨子の案における基本方針の表現に関し、以下のとおり、原案の括弧内の表現を見出しとすることについて、提案することとしたい。

**尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること）**

**個々の事情に応じて適切に行われること（犯罪被害者等のための施策を、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ずること）**

**途切れることなく行われること（犯罪被害者等のための施策を、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられることができるよう、講ずること）**

**国民の総意を形成しながら展開されること（国、地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと）**

## 2 重点課題

### [ 5つの重点課題 ]

犯罪被害者等の要望は広範囲に及び、きわめて多岐にわたることから、各省庁が、その一部を担っているという意識の下で連携・協力し合って横断的に取り組むことが必要かつ効果的である課題と、必ずしも複数省庁にまたがらないが、所管省庁を中心に特に集中して取り組むべき課題として、5つの重点課題を設定するものである。

損害回復・経済的支援への取組

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

刑事手続への関与拡充への取組

支援等のための体制整備への取組

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

#### (上記[ 5つの重点課題 ]に対する大久保構成員意見)

「情報提供」を別枠で増やし、重点課題の1つとすべき。

別枠が難しければ、 の文章中に明らかに「情報提供」を示す文言を追加すべき。

#### (上記意見に対する内閣府意見)

御提示の犯罪被害者等への情報提供については、上記5つの重点課題すべての前提になっているものと承知してる。また、特に、「支援等のための体制整備への取組」の中には、相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）が含まれていることにかんがみ、原案どおりとしたい。

#### (上記[ 5つの重点課題 ]に対する岡村構成員意見)

「損害回復・経済的支援等」に修正すべきである。

#### (上記意見に対する内閣府意見)

御提示の点については、居住の安定（第16条関係）及び雇用の安定（第17条関係）において、犯罪等に起因する様々な要因によって、引越を余儀なくされたり、仕事を辞めざるを得なくなる場合が少なくないといった[現状認識]に対し、居住を確保したり、就職支援等のための諸施策を講ずることは、犯罪被害者等がその生活の立て直しを図るための経済的支援の一部であると承知しており、原案どおりとしたい。

**(上記「5つの重点課題」に対する久保構成員意見)**

**重点課題の順番を、**

- ・支援等のための体制整備への取組**
- ・損害回復・経済的支援への取組**
- ・精神的・身体的被害の回復・防止への取組**
- ・刑事手続への関与拡充への取組**
- ・国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組**

**と修正すべきである。**

**(上記意見に対する内閣府意見)**

**御提示に係る内容を踏まえ、今後、犯罪被害者等基本計画の案を作成していく中で改めて議論していきたい。**

### 3 計画期間

本基本計画の閣議決定時から平成22年度までの約5か年